

Ⅱ. 子育て支援

1 保護者のニーズに応じる支援（在園児）

26	入園にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	1	2	3	4	5	6
27	入園時や年度当初には、保護者との連携の大切さに配慮して取り組んでいる。	1	2	3	4	5	6
28	子どもの発達や育児などについて保護者との共通理解を得るため、一人一人の保護者と情報交換する機会や体制が整っている。	1	2	3	4	5	6
	ア 登降園時など保護者と日常的に情報交換を行っている。	1	2	3	4	5	6
	イ 連絡帳などを利用して、保護者との情報交換を行っている。	1	2	3	4	5	6
	ウ 懇談会など保護者が集まって保育者と話し合う場を設けている。	1	2	3	4	5	6
	エ 個人面談など、保護者と個別に話し合う機会を設けている。	1	2	3	4	5	6
29	保護者の就労状況などに配慮して、行事や保育参加*1などの機会を設けている。	1	2	3	4	5	6
30	子どもの様子や保護者からの要求、対応などについて、職員間で共通理解を図る体制がある。	1	2	3	4	5	6
31	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	1	2	3	4	5	6
32	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	1	2	3	4	5	6

*1 保育を観るだけの保育参観に対して、保護者が保育実践に直接加わることをいいます。

虐待への対応は、「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年公布、平成16年改正）」の、「…学校の教職員、児童福祉施設の職員…は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない（第5条）」という条文に示されています。

1 「保護者のニーズに応じる支援（在園児）」の項目について、特記すべき内容があればご記入ください。

2 地域の子育て支援							
33	育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。	1	2	3	4	5	6
	ア 保育などについて、専門的な講習会や研修会、地域住民の生活に役立つ講演会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。	1	2	3	4	5	6
	イ 電話やファックスなどによる子育て相談を行っている。	1	2	3	4	5	6
	ウ 子育て情報を地域に提供している。	1	2	3	4	5	6
	エ 来園による子育て相談を行っている。	1	2	3	4	5	6
	オ 地域の子育て家庭の親子が定期的集まる機会を設けている。	1	2	3	4	5	6
	カ 地域の子育て家庭の親子と園に通っている親子が交流する機会を設けている。	1	2	3	4	5	6
	キ 地域の母子保健活動と連携した取り組みを行っている。	1	2	3	4	5	6
34	一時保育は、一人一人の子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	1	2	3	4	5	6
	ア 一時保育のための保育室などの確保に配慮している。	1	2	3	4	5	6
	イ 一時保育のための担当者が決められている。	1	2	3	4	5	6
	ウ 一人一人の子どもの日々の状態を把握している。	1	2	3	4	5	6
	エ 一時保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。	1	2	3	4	5	6
	オ 保護者とのコミュニケーションを十分にとっている。	1	2	3	4	5	6
	カ 必要に応じて保護者からの相談に対応している。	1	2	3	4	5	6

2 「地域の子育て支援」の項目について、特記すべき内容があればご記入ください。

3 地域や関係機関との連携							
35	民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。	1	2	3	4	5	6
36	近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。	1	2	3	4	5	6
37	園としての役割を果たすために必要な地域の関係機関などの情報を収集し、それを職員が共有している。	1	2	3	4	5	6
38	子どもの健康状況について、医療機関等と相談や連携ができる体制になっている。	1	2	3	4	5	6
39	育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。	1	2	3	4	5	6
40	小学校との間で、小学生と園児とが行事などで交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がある。	1	2	3	4	5	6
41	中高生などの保育体験を受け入れるにあたり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。	1	2	3	4	5	6
42	実習生を受け入れるにあたっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。	1	2	3	4	5	6
43	ボランティアを受け入れるにあたっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。	1	2	3	4	5	6

3 「地域や関係機関との連携」の項目について、特記すべき内容があればご記入ください。

Ⅲ. 運営管理							
1 組織のあり方（運営管理）							
44	園の理念が明文化されている。	1	2	3	4	5	6
45	園の理念や基本方針が職員に周知されている。	1	2	3	4	5	6
46	園の理念や基本方針が利用者等に周知されている。	1	2	3	4	5	6
47	園長自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるように取り組んでいる。	1	2	3	4	5	6
48	保育の内容について、一人一人の職員の自己評価を基に、定期的に自己評価を行っている。	1	2	3	4	5	6
49	保育の質の向上や改善のための園としての取り組みを、職員参加により行っている。	1	2	3	4	5	6
50	子どもや保護者に関する記録の管理体制が確立している。	1	2	3	4	5	6
51	情報提供に当たって、わかりやすく伝える工夫や配慮を行っている。	1	2	3	4	5	6
	ア 園だより、クラスだより等を工夫して作成し、配布している。	1	2	3	4	5	6
	イ 園の掲示等による保護者への情報提供について、わかりやすく伝える工夫が見られる。	1	2	3	4	5	6
	ウ パンフレットや要覧等を園児の保護者以外にも配布している。	1	2	3	4	5	6
	エ 園外向けの掲示板やポスターなどで、園の様子や行事などについて、地域の人に見てもらえるようにしている。	1	2	3	4	5	6
	オ ホームページや情報誌など誰もが容易に入手できる形態の広報媒体がある。	1	2	3	4	5	6
	カ 園の運営状況などについての情報を求めに応じて公開できるようにしている。	1	2	3	4	5	6
52	保育課程（教育課程・保育計画）が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	1	2	3	4	5	6
53	保育課程（教育課程・保育計画）が、保育所保育指針および幼稚園教育要領に基づいて編成されている。	1	2	3	4	5	6
54	保育課程（教育課程・保育計画）は保育所・幼稚園の連携のもとで作成されている。	1	2	3	4	5	6

1 「組織のあり方（運営管理）」の項目について、特記すべき内容があればご記入ください。

2 研修・研究							
55	認定子ども園など幼保合同・一体保育施設としての職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	1	2	3	4	5	6
56	幼保の職員が合同で研修をする機会が十分にある。	1	2	3	4	5	6
57	職員一人一人に対して組織としての適切な教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	1	2	3	4	5	6
58	定期的に一人一人の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	1	2	3	4	5	6
59	園としてのテーマや課題を決め、継続的に研究に取り組んでいる。	1	2	3	4	5	6

2 「研修・研究」の項目について、特記すべき内容があればご記入ください。

3 人権

60	子どもや保護者などのプライバシー保護に関する規程・マニュアルなどを整備している。	1	2	3	4	5	6
61	子どもの人権に十分配慮するとともに、互いの違いを認め、尊重する心を育てよう配慮している。	1	2	3	4	5	6
	ア 子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり言うことができるよう配慮している。	1	2	3	4	5	6
	イ 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。	1	2	3	4	5	6
	ウ 一人一人の子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てよう努めている。	1	2	3	4	5	6
	エ 子どもの人権や文化の違い、互いに尊重する心について、保護者にも理解してもらうような取り組みを行っている。	1	2	3	4	5	6
	オ 子どもの権利擁護に関する研修などに職員が参加している。	1	2	3	4	5	6
62	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	1	2	3	4	5	6
	ア 子どもの遊び方や態度について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。	1	2	3	4	5	6
	イ 子どもの服装や持ち物について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。	1	2	3	4	5	6
	ウ 育児、家事、介護などについて、性差への先入観による固定的な対応をしていない。	1	2	3	4	5	6
	エ 職業について、性差への先入観による固定的な対応をしていない。	1	2	3	4	5	6

*1 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）…国連が1989年に発効し、日本では1994年に批准された児童の人権に関する総合的条約です。前文と本文54条からなり、生存・保護・発達に関する権利、児童の最善の利益、児童の意見表明、思想・良心の自由などの権利を認め、その権利行使の主体を児童としました。

*2 保育所保育所指針第1章1-(2)保育の方法では、「子どもの性差や個人差に留意しつつ、性別による固定的な役割分業意識を植え付けることのないように配慮すること」とされています。

3 「人権」の項目について、特記すべき内容があればご記入ください。

4 安全・事故防止

63	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	1	2	3	4	5	6
64	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	1	2	3	4	5	6
65	事故防止のためのチェックリストなどがあり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。	1	2	3	4	5	6
66	事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	1	2	3	4	5	6
67	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	1	2	3	4	5	6

4 「安全・事故防止」の項目について、特記すべき内容があればご記入ください。

5 保護者への対応							
68	保護者の意向を把握するための取り組みを行っている。	1	2	3	4	5	6
69	苦情解決の体制が整備されている。	1	2	3	4	5	6
70	保護者からの意見などに対して迅速に対応している。	1	2	3	4	5	6

5 「保護者への対応」の項目について、特記すべき内容があればご記入ください。

保育の質の向上にむけて

自己評価 <給食担当者編>

<この評価の目的>

この評価は保育現場における給食担当者が自らを振り返り、保育の実態を把握し、さらに質の高い保育を目指し具体的な課題を明確にすることを目的に行うものです。

1回のみでの評価ではなく、1年間を基本的に3期に分けて評価する形式になっています。改善に向けての取り組みやその成果を確認し、継続的・循環的な質を高めるプロセスを重視したものです。

<本冊子の構成>

本冊子は生活一食事に関する4項目(13細目)から構成されています。

<自己評価をするにあたって>

①評価の手順

本評価は1～6までの六段階で行います。自分にあてはまると思われる番号に○をつけてください。

各段階は以下のような意味を表しています。

<本評価における6段階の意味>

- 1 現在、全く取り組んでいないもしくは全く意識していない状況を示しています。
- 2 まだ十分ではないが、意識して取り組んでいるあるいは取り組みはじめた状況を示しています。
- 3 努力して取り組み、具体的な課題や成果が見えはじめた状況を示しています。
- 4 かなり努力して取り組み、子どもの姿などを通して常に課題や成果を認識している状況を示しています。
- 5 同僚との話し合いや見直しなどにより常に課題を明確に把握して、自信を持って取り組んでいると言える状況を示しています。
- 6 完璧に行っており、全く問題はない状況を示しています。

細目が設定されている項目については、最初に細目ア～についてチェックし、それらを総合的に判断して6段階で評価項目の判断を行ってください。

全てチェックし終わったら、各項目の○を線で結んでみてください。

②自由記述について

自由記述欄には、評価項目では評価しきれない内容(特記すべき事項や独自性、次の評価に向けて課題としたい点など)については、ここに記入をしてください。

③3期に分けての評価

冒頭に述べたように、本評価は1年間を3期に分けて継続的に行うことが基本ですが、状況に応じて2期で行うなど柔軟に活用してください。

評価用紙は3期とも共通のものを利用し、各期の別が分かりやすいように下記のような色分けをして行います。

1期—黒

2期—青

3期—赤

生活一食事

1		子どもの喫食状況などに配慮して、献立の作成・調理の工夫をしている。	1	2	3	4	5	6
	ア	子どもの一人ひとりの発育発達状況を考慮し、おいしくて食べやすい形状で提供されている。	1	2	3	4	5	6
	イ	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映させている。	1	2	3	4	5	6
	ウ	食事の献立については、旬の物や季節感のある食材を活かし、行事食なども随時取り入れている。	1	2	3	4	5	6
	エ	食器の材質や形などに配慮している。	1	2	3	4	5	6
	オ	おやつは、できる限り手作りを心がけている。	1	2	3	4	5	6
	カ	調理担当者などが食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	1	2	3	4	5	6
	キ	子ども一人一人の体調等を考慮して調理の工夫がなされている。	1	2	3	4	5	6
2		子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	1	2	3	4	5	6
	ア	献立表を作成し、事前に配布している。	1	2	3	4	5	6
	イ	レシピを提示し、保護者に園で提供する食事に対する関心を促している。	1	2	3	4	5	6
	ウ	保護者が試食できる機会を設けるなど、栄養・味付け・食べ方など、園で配慮していることを知らせている。	1	2	3	4	5	6
	エ	サンプルを提示し、その日の献立や量を保護者にも伝えている。	1	2	3	4	5	6
	オ	食材や食器の素材の安全性に留意し、保護者にも伝えている。	1	2	3	4	5	6
	コ	発育期にある子どもの食事の重要性を保護者に伝えている。	1	2	3	4	5	6
3		調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	1	2	3	4	5	6
4		食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法について理解している。	1	2	3	4	5	6

※特筆すべきこと、御意見等ございましたらご記入ください。

資料 7

I. 子どもの発達援助							
1 子どもの保育環境と生活							
1) 室内・戸外の環境							
1	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	1	2	3	4	5	6
	ア 子どもが心地よく過ごすことができるように採光に配慮している。	1	2	3	4	5	6
	イ 通風、換気に配慮している。	1	2	3	4	5	6
	ウ 各部屋に湿温計などがあり、温度・湿度に配慮している。	1	2	3	4	5	6
	エ 設備の管理や清掃を十分に行い、屋内・外とも清潔に保っている。	1	2	3	4	5	6
	オ 手洗い場、トイレは、子どもが利用しやすいように工夫し、安全に配慮している。	1	2	3	4	5	6
	カ 屋外の砂場や遊具・玩具などの衛生面に配慮している。	1	2	3	4	5	6
	キ 子どもの安全確保のために施設整備・遊具を定期的に点検している。	1	2	3	4	5	6
	ク 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。	1	2	3	4	5	6
2	生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。	1	2	3	4	5	6
	ア 子どもが不安になった時などにいつでも応じられるようにしている。	1	2	3	4	5	6
	イ 明るく落ち着いていて生活しやすい保育室となるよう配慮している。	1	2	3	4	5	6
	ウ 音楽や保育者の声が必要に大きくなならないよう配慮している。	1	2	3	4	5	6
	エ 自然物を取り入れるなど、季節にあわせた保育環境を工夫している。	1	2	3	4	5	6
	オ 庭など屋外での活動の場を確保している。	1	2	3	4	5	6
	カ 一人一人の子どもの気持ちに応じてくつろいで落ち着ける場所を用意している。	1	2	3	4	5	6
	キ 登降園時間の違いなど、個々の生活背景に十分配慮している。	1	2	3	4	5	6
ク 休息したい（眠くなったとき）時に安心して休息する（眠る）ことができる場所を確保している。	1	2	3	4	5	6	

(1) 「室内・戸外の環境」の項目について、特記すべき内容があればご記入ください。

平成 19 年（2007）年 3 月

厚生労働科学研究費補助金
子ども家庭総合研究事業

就学前の保育・教育を一体とした総合施設のサービスの質に関する研究
平成 18 年度 総合研究報告書

主任研究者 増田まゆみ

目白大学人間社会学部
161-8539 東京都新宿区中落合 4-31-1